

様式第 1 号の 1（第 4 条関係）

十日町市移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び十日町市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、速やかに十日町市に報告し、補助金の全額又は半額を返還します。
 - （1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - （2）補助金の申請日から 3 年未満に十日町市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）新潟県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に十日町市以外の市区町村に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- （テレワーク、関係人口の場合）
- （6）補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額